

中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金事務局運営業務委託契約書 (案)

奈良県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金事務局運営業務委託（以下「業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、本件業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託事業の内容）

第2条 乙は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙「中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金事務局運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、これを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていないものがあるときは、甲乙協議の上、定める。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は、契約締結日から令和8年3月12日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇〇〇〇〇円（取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金〇〇〇〇円を含む。）とする。

（委託料の用途等）

第5条 乙は、前条の委託料の用途を、本件業務以外の費用に充ててはならない。

2 乙は、本件業務にかかる経費について、乙が管理する他の経費と区分して経理し、その用途を明らかにした帳簿及び書類を備え、これを本件業務の完了後5年間保管しておかなければならない。

（履行場所）

第6条 業務の履行場所は、甲又は乙の申し出により甲の認める場所において実施するものとする。

（契約保証金）

第7条 乙は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に規定する契約保証金の納付に代わる担保の提供などに該当する場合は、その定めるところによる。

2 乙が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む）は、契約の履行後これを還付する。ただし、甲は、乙の瑕疵担保義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

3 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証額の増額を請求することができ、乙は、保証額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第9条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。
- 2 乙は、前項により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先）、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約（予定）金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 乙は、第1項の規定により再委託する場合は、再委託の相手方にも本契約を遵守させるものとする。再委託先の行為は乙の行為とみなし、乙は、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負う。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。
- 4 受託者は、再委託契約書の写しを、再委託の承諾申請時又は県の求めに応じて提出しなければならない。
- 5 第2項の規定は、乙がコピー、ワープロ入力、印刷、製本、資料整理、計算処理、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 6 第2項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

(履行体制の把握)

- 第10条 乙は、前条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど、複数の段階で再委託が行われるときは、前条第5項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更するときも同様とする。
- 2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(監督・検査)

- 第11条 甲は、業務の進捗状況について、乙に対して必要な報告を求め、自らその状況を調査し、又は必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

- 第12条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

(乙の請求による期間の延長)

- 第13条 地震、風水害、降雪、事件、事故、疫病のほか、乙の責めに帰すことができない理由により期間内に業務を完了することができないときは、乙は、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により期間の延長を求めることができる。

(業務完了報告及び検査)

- 第14条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、速やかに検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を甲に引き渡さなければならない。

(委託料の支払い)

第15条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定により適正な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(遅延利息)

第16条 乙は、その責めに帰すべき事由により履行期限内に当該契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日まで期間の日数に応じ、契約金額（契約書に記載すべき金額として単価を示す場合にあっては、当該単価に履行期限が到来した購入等の数量を乗じて得た金額）から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について年10.75パーセントの割合（閏年は、平年と同様に扱う。）を乗じて算定して得た額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、その金額が千円未満であるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、成果に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補による履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができる。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が公募型企画提案に関し不正な行為をしたとき。

(2) 乙がその責めに帰する事由により履行期限内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が正当な理由なく契約の履行の着手を遅延したとき。

(4) 乙が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。

(5) 乙が正当な理由なく検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。

(6) 乙が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。

(7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(12) この契約に係る再委託契約又は資材、原材料の購入等の契約（以下「再委託契約等」という。）にあたって、その相手方が第7号から第11号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(13) この契約に係る再委託契約等にあたって、第7号から第11号のいずれかに該当する者その相手方としていた場合（第12号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対し

て、当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(14) この契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(15) 前各号に掲げるもののほか、乙に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 甲は、契約の履行が終わらない間において特に必要があるときは契約を解除することができる。

(不可抗力による場合の契約の解除)

第19条 甲は、地震、風水害、降雪、事件、事故、疫病のほか、甲及び乙の責めによらない事由により本契約の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じた場合は、甲及び乙は共にその責を負わないものとし、当該事業が実施できないと甲が判断した場合は、本契約を解除できる。

2 前項の場合の委託料の精算については、第4条の委託料の出来高によることを原則とし、甲乙協議により定めるものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合であっても、乙に対する損害賠償の責めを負わない。

(損害賠償責任)

第20条 乙は、乙が業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、直ちにその損害を甲又は第三者に賠償しなければならない。

2 第18条第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

3 乙が第18条第1項の規定に該当する場合には、甲が契約を解除するか否かに関わらず、乙は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10に相当する金額を損害賠償金として納付しなければならない。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときはこの限りでない。

4 甲は、第18条第2項の規定による解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第21条 納入前に成果物に滅失毀損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

2 納入後に成果物に滅失毀損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

(秘密の保持)

第22条 乙は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、業務従事者等にも適用するものとする。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(著作権の帰属)

第23条 この業務の実施により生じる著作権は、甲に帰属する。

(個人情報の保護)

第24条 乙は、この契約による業務を実施するにあたり、個人情報の取扱いに適正を期するとともに、個人情報取扱特記事項(別記1)を遵守しなければならない。

(保証)

第25条 乙は、業務遂行のために使用する写真、イラスト、音楽等一切の著作物及びその利用が、第三者の著作権、商標権をはじめとする知的財産、肖像権、パブリシティ権、プロパティ権等一切の権利（以下「知的財産権等」という）を侵害していないこと及び諸法令・通達等に違反していないことを保証する。

2 全ての著作物等の使用に関する権利処理は、乙の責任と負担で行う。ただし、甲より乙に提供される資料等の知的財産権等の処理は、甲の責任と負担において行うものとする。

(第三者の知的財産権等に係る紛争)

第26条 甲又は乙は、第三者の知的財産権等に係る紛争が生じた場合、前条の定めに従い各々の責任と負担において解決しなければならない。

(契約外の事項)

第27条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定める。

2 奈良県公契約条例に関する遵守事項（別記2）を遵守すること。

(契約に係る経費)

第28条 本契約の締結に係る経費については、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第29条 本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 7年 月 日

甲 奈良県奈良市登大路町30

奈良県知事 ○○ ○○

乙 ○○県○○市○○

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。